二　国外派遣期間　平成二十六年六月二十二日から平成二十六年七月二十六日まで
三　派遣人数（概数）　十人程度
四　派遣地域　モンゴルウランバートル周辺

○総務省告示第二百十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　平成二十六年度米国派遣訓練部隊陸上自衛隊派遣部隊
二　国外派遣期間　平成二十六年六月二十二日から平成二十六年八月六日まで
三　派遣人数（概数）　四十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州

○総務省告示第二百十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月二十日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　平成二十六年度米国派遣訓練（航空部隊）
二　国外派遣期間　平成二十六年六月二十二日から平成二十六年八月十八日まで
三　派遣人数（概数）　八十人程度
四　派遣地域　米国（グアム、ハワイ）

○農林水産省告示第八百十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号　平成二十六年五月十九日　第五号
二　登録外国認定機関の名称及び住所　ティコ　アメリカ合衆国　ウィスコンシン州　コテージグローブ、マットパス千五百七、二号室
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類　集成材、合板、単板積層材及び構造用パネル
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域　外国
(2)　認定を行う事業所の所在地　アメリカ合衆国　ウィスコンシン州　コテージグローブ、マットパス千五百七、二号室

○農林水産省告示第八百十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号　平成二十六年三月十日　第四十号
二　登録認定機関の名称及び住所　特定非営利活動法人八ヶ岳有機農業者協会　山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地千三百三十五
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類　有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域　神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県（静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡長泉町、駿東郡小山町に限る。）
(2)　認定を行う事業所の所在地　山梨県北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地千三百三十五

○農林水産省告示第八百十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号　平成二十六年五月九日　第五十四号
二　登録認定機関の名称及び住所　公益財団法人北農会　北海道札幌市中央区北三条西二丁目一番地
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域　北海道
(2)　認定を行う事業所の所在地　北海道札幌市中央区北二条西一丁目十番地ピア二・一

○農林水産省告示第八百十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号　平成二十六年五月九日　第五十四号
二　登録認定機関の名称及び住所　公益財団法人北農会　北海道札幌市中央区北三条西二丁目一番地
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域　北海道
(2)　認定を行う事業所の所在地　北海道札幌市中央区北二条西一丁目十番地ピア二・一

○農林水産省告示第八百十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号　平成二十六年五月十九日　第五十六号
二　登録認定機関の名称及び住所　特定非営利活動法人エイサック　岩手県盛岡市前九年三丁目三番十七号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類　有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域　国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地　岩手県盛岡市前九年三丁目三番十七号

○農林水産省告示第八百十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号　平成二十六年六月九日　第五十八号
二　登録認定機関の名称及び住所　特定非営利活動法人北海道有機認証協会　北海道札幌市中央区南一条西九丁目十五番地二
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地　北海道札幌市中央区南一条西九丁目十五番地二